

逆瀬台小学校区まちづくり協議会会則

(名称) 第1条 本会は、「逆瀬台小学校区まちづくり協議会」と称し、通称を「ゆずり葉コミュニティ」と云う。

(役員) 第2条 本会の役員は、逆瀬台小学校区に居住する住民とする。

(事務所) 第3条 本会の事務所は、逆瀬台小学校北館「ゆずり葉コミュニティルーム準備室」内に置く。

(目的と活動)

第4条 地域住民参加による地域文化の創造・生涯学習・健康福祉の増進・自然保護・生活環境の向上等を目的とする地域活動を支援し、住民相互の交流を図ると共に「健康で心豊かな生活、住みよいまちづくり」を目指して活動する。

(役員)

第5条 役員は、別表Iのとおり選任する。

1 役員の任期は4月1日から翌年3月31日までの1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは、速やかに役員を選任し、就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。

(役員会)

第6条 役員会は役員で構成し、必要のつど開催して、次の事項を審議し決定する。

① 会則の制定及び改廃に関する事。

② 会長、事務局長、活動局長及び監査役員並びに委員の選任に関する事。

③ 事業報告及び決算報告に関する事。

④ 事業計画及び予算に関する事。

⑤ 逆瀬台小学校区における「まちづくり」に関する事。

⑥ その他本会の運営に関する事。

2 役員会は、会長が招集し、構成員の半数以上の出席（委任状を含む）をもって成立する。

3 役員会の議事は、全員の合意による決定を原則とし、全員の合意に至らないときは、別表IIの議決点数により賛否を決する。

4 年度当初（4月）の役員会は定時役員会とし、1項②号、③号及び④号は定時議案とし審議決定する。

5 定時役員会の議案は、事務局長が会長、活動局長と協議して作成し提出する。ただし、事業報告書、決算報告書は、前年度の会長、事務局長、活動局長が作成し提出する。

6 役員会の議長は、会長がこれを行う。

(会長) 第7条 会長は本会を代表し会務を総括すると共に、対外業務を行う。

(事務局)

第8条 会長は本会を代表し会務を総括すると共に、対外業務を行う。

構成	員数	担当業務
事務局長	1名	事務局を総括し会長を補佐する。
広報委員	2名	広報紙の発行及びITの活用による情報・宣伝業務を行う。
書記委員	2名	書記業務及び庶務業務を行う。
経理委員	1名	経理業務を行う。
専任経理委員	1名	必要に応じ、特定事業の経理業務を行う。
施設委員	1名	逆瀬台小学校及び逆瀬台デイサービスセンター内の本会の関係施設及び備品の管理業務を行う。

(活動局)

第9条

構成	員数	担当業務
活動局長	1名	活動局を総括し、会長を補佐する。域内個人・活動団体の登録申請の受付、審査及び許可業務並びに登録団体・個人との連携、調整、支援に係る業務を行う。
活動委員	10名以下	活動局長の補佐業務を行う。

(会計監査)

第10条

構成	員数	担当業務
監査役員	1名	経理処理の監査業務を行う。
監査委員	1名	監査役員の補佐業務を行う。

(活動資金)

第11条

本会の活動資金は、助成金・協賛金・事業活動による収益金等を充てる。

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

(会計年度)

付則 1 この会則は、平成20年4月1日から施行する。
2 「ゆずり葉コミュニティ会則」は、平成20年3月末日をもって廃止する。

別表I (第5条関係)

自治会及びマンション管理組合	総戸数/議決点数	役員数
逆瀬台自治会	/	2(名)
光ガ丘自治会	/	2
阪急青葉台自治会	/	2
宝梅園団地自治会	/	1
ゆずり葉台自治会	/	1
逆瀬台2丁目自治会	/	1
阪急逆瀬台アヴェルデ管理組合	/	2
団地管理組合法人逆瀬川グリーンハイツ	/	2
逆瀬川マンション団地管理組合法人	/	1
逆瀬川パークマンション管理組合	/	1
逆瀬台住宅管理組合	/	1
宝塚西山住宅管理組合	/	1
阪急逆瀬台マンション管理組合	/	1
シャンティー逆瀬川管理組合	/	1
合計	/	19

備考 役員数は、301戸数以上2名、300戸数以下1名、の基準により算定する。

別表II (第6条関係)

自治会及びマンション管理組合	総戸数/議決点数
逆瀬台自治会	/
光ガ丘自治会	/
阪急青葉台自治会	/
宝梅園団地自治会	/
ゆずり葉台自治会	/
逆瀬台2丁目自治会	/
阪急逆瀬台アヴェルデ管理組合	/
団地管理組合法人逆瀬川グリーンハイツ	/
逆瀬川マンション団地管理組合法人	/
逆瀬川パークマンション管理組合	/
逆瀬台住宅管理組合	/
宝塚西山住宅管理組合	/
阪急逆瀬台マンション管理組合	/
シャンティー逆瀬川管理組合	/
合計	/

備考 1 議決点数は、該当地区の総戸数とし、毎年4月に至近の調査戸数を申告する。
2 10戸未満は切り下げとする。

逆瀬台小学校区まちづくり協議会会則改正の基本方針

(1) 地方分権が進み「宝塚市の地域自治制度」を担える組織づくりに向けて議決機関は、単位自治会（単位マンション管理組合を含む）から選出した役員をもって構成する。

(2) 小学校区の広域になると議決の仕組みが大切で「代議員制度」の確立が重要となる。「逆瀬台小学校区自治会協議会」の充実が重要。

(3) 単位マンション管理組合は、財産管理が目的であって自治会制度の組織化が必要である。このため宝塚市全体として「マンション自治会結成の促進」を図る。

※ 具体的に平成19年12月2日（日）宝塚市役所で管理組合の理事長に対し説明会を開催した。

(4) 議決機関は「役員会」と称する。

(5) 会則による「まちづくり協議会」を機能させるには、絵に描いた餅ではなく如何に組織を簡素（スリム）化するかである。

(6) 最高議決機関、常任評議会とか評議委員の用語はさけ住民誰もが分かる一般用語の「役員会」にして総会を含む議決機関としての会議体を一本化した。

(7) 会議体の議論は、過程（プロセス）が大切であり二重構造の組織は不要である。

(8) 組織の牽制制度は大切であるが、議決機関において実践活動の汗をかかない人達が議決だけの権利主張をされても、執行機関には十分な理解が得られない。

(9) 会長、事務局長、活動局長、監査役員の各1名は役員会メンバーから選任する。これは組織の一貫性及び議決と執行のスムーズな協働を図るためである。

(10) 組織の柱

① 組織の柱が議決機関「役員会」及び執行機関の「事務局」と「活動局」になったことはシンプルで分かりやすく画期的発想である。

② 宝塚市は、「まちづくり基本条例」「市民参加条例」があるが、「宝塚市まちづくり協議会」に関する条例はない。現状として民生委員、防犯推進委員、青少年育成市民会議、健康づくり推進委員など多数の分野別による縦割り行政の地域活動を行っている。この観点から活動局のボランティア組織の活動は、自律と参画による「個人・活動団体」を如何に支援するかにある。

③ 会則改正は、住民の個人及び団体の提案権や活動権を基本にしており、ボランティア活動のより一層の活性化が図られている。ボランティア委員（部会長）は、主体的に部会を結成させ活動しやすい組織となった。

④ 議決に関して話し合いによる合意を基本とするが、全員の合意に至らないときは、全住民の公平性を期すため「議決点数」制度を設ける。これは画期的方策である。

⑤ 小学校区の地域づくりに大切なことは、「会則」の運用を上手くやることと広報紙やIT活用による「情報の受・発信」の充実それに「人材」確保、特に地域リーダーは人望・人格に優れたボランティアのみならず楽しくやれる一語につきる。